

平成28年11月15日  
経済産業省  
商務流通保安グループ  
電力安全課

## 電気事業法の高濃度 PCB 含有電気工作物に係る早期廃止の措置に関する関係法令等 (抜粋)

### 1. 措置の概要

次の3つの措置を行うものである。

- ① 高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物の所定の期限後の使用禁止
- ② 高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物の判明時の届出、管理状況(廃止予定年月)の届出等
- ③ 高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物の電気主任技術者による有無の確認

以下、網がけ部が改正した箇所、下線部がそれぞれの措置に直接関係する箇所を表す。

### 2-1. 高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物の所定の期限後の使用禁止

#### (1) 電気事業法(昭和39年法律第170号)

(事業用電気工作物の維持)



第三十九条 事業用電気工作物を設置する者は、事業用電気工作物を主務省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。

2 前項の主務省令は、次に掲げるところによらなければならない。

一 事業用電気工作物は、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えないようにすること。

二～四 (略)

(技術基準適合命令)

第四十条 主務大臣は、事業用電気工作物が前条第一項の主務省令で定める技術基準に適合していないと認めるときは、事業用電気工作物を設置する者に対し、その技術基準に適合するように事業用電気工作物を修理し、改造し、若しくは移転し、若しくはその使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用を制限することができる。

#### (2) 電気設備に関する技術基準を定める省令(平成9年通商産業省令第52号)

(公害等の防止)

第十九条 (略)

2～13 (略)

14 ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気機械器具及び電線は、電路に施設してはならない。

附 則

1 (略)



2 この省令の際現に設置され、又は設置のための工事に着手している電気工作物については、なお従前の例による。ただし、この省令の施行の際現に設置され、又は設置のための工事に着手しているもののうち、別に告示する電気工作物であって、ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油（当該絶縁油に含まれるポリ塩化ビフェニルの重量の割合が〇・五パーセントを超えるものに限る。）を使用するものについては、別に告示する期限（以下この項において単に「期限」という。）の翌日（期限から一年を超えない期間に当該電気工作物を廃止することが明らかな場合は、期限から一年を経過した日）以後、第十九条第十四項の規定を適用する。

3 （略）

附 則（平成28年経済産業省令第91号）

（施行期日）

1 この省令は、平成二十八年九月二十四日から施行する。

（経過措置）

2～4 （略）

### （3）平成28年経済産業省告示第237号

電気関係報告規則（昭和四十年通商産業省令第五十四号）第一条第二項第十二号及び電気設備に関する技術基準を定める省令（平成九年通商産業省令第五十二号）附則第二項ただし書の規定に基づき、別に告示する電気工作物及び期限を次のように定め、平成二十八年九月二十四日から施行する。

なお、平成十六年経済産業省告示第六十七号は、平成二十八年九月二十三日限り、廃止する。

平成二十八年九月二十三日

経済産業大臣 世耕 弘成

（電気工作物）



第一条 電気関係報告規則第一条第二項第十二号及び電気設備に関する技術基準を定める省令附則第二項ただし書に規定する別に告示する電気工作物は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 変圧器（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第三十八条第四項各号に掲げる事業を営む者が設置する柱上変圧器を除く。）
- 二 電力用コンデンサー
- 三 計器用変成器
- 四 リアクトル
- 五 放電コイル
- 六 電圧調整器
- 七 整流器
- 八 開閉器
- 九 遮断器
- 十 中性点抵抗器
- 十一 避雷器

## 十二 OFケーブル

(期限)



**第二条** 電気設備に関する技術基準を定める省令附則第二項ただし書に規定する別に告示する期限は、次の表の上欄に掲げるポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物が電路に施設されている場所の所在する区域の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める期限とする。

施設されている場所の所在する区域	期限
北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県の区域	平成三十四年三月三十一日
滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の区域	平成三十三年三月三十一日
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県の区域	平成三十年三月三十一日

### 2-2. 高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物の判明時の届出、廃止予定年月の届出等

#### (1) 電気事業法（昭和39年法律第170号）

(報告の徴収)



**第一百六条** 主務大臣は、第三十九条、第四十条、第四十七条、第四十九条及び第五十条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、原子力を原動力とする発電用の電気工作物（以下「原子力発電工作物」という。）を設置する者に対し、その原子力発電工作物の保安に係る業務の状況に関し報告又は資料の提出をさせることができる。

2 (略)

3 経済産業大臣は、第一項の規定によるもののほか、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、小売電気事業者等、一般送配電事業者、送電事業者、特定送配電事業者又は発電事業者に対し、その業務又は経理の状況に関し報告又は資料の提出をさせることができる。

4 経済産業大臣は、第一項の規定によるもののほか、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、自家用電気工作物を設置する者又は登録調査機関に対し、その業務の状況に関し報告又は資料の提出をさせることができる。

5～7 (略)

#### (2) 電気事業法施行令（昭和40年政令第206号）

(報告の徴収)

**第二十六条** 法第一百六条第一項の規定により主務大臣が原子力発電工作物を設置する者に対し報告又は資料の提出をさせることができる事項は、その原子力発電工作物の工事、維持及び運用の保安に関する事項とする。

2 法第百六条第三項の規定により経済産業大臣が報告又は資料の提出をさせることができる事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 小売電気事業者等 (略)

二 一般送配電事業者 次に掲げる事項

イ 一般送配電事業の運営に関する事項

ロ 会計の整理に関する事項

ハ 一般送配電事業の用に供する電気工作物の工事、維持及び運用の保安に関する事項  
(前項に規定する事項を除く。)

ニ 調査業務の運営に関する事項

三 送電事業者 次に掲げる事項

イ 送電事業の運営に関する事項

ロ 前号ロに掲げる事項

ハ 送電事業の用に供する電気工作物の工事、維持及び運用の保安に関する事項 (前項  
に規定する事項を除く。)

四 特定送配電事業者 次に掲げる事項 (登録特定送配電事業者以外の特定送配電事業者  
にあつては、ロに掲げる事項を除く。)

イ 特定送配電事業の運営に関する事項

ロ 小売供給に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理に関する事項

ハ 特定送配電事業の用に供する電気工作物の工事、維持及び運用の保安に関する事項  
(前項に規定する事項を除く。)

ニ 第二号ニに掲げる事項

五 発電事業者 次に掲げる事項

イ 発電事業の運営に関する事項

ロ 第二号ロに掲げる事項

ハ 発電事業の用に供する電気工作物の工事、維持及び運用の保安に関する事項 (前項  
及び次項第一号に規定する事項を除く。)

ニ 第二号ニに掲げる事項

3 法第百六条第四項の規定により経済産業大臣が自家用電気工作物を設置する者に対し報告又は資料の提出をさせることができる事項は、次のとおりとする。

一 自家用電気工作物の工事、維持及び運用の保安に関する事項 (第一項に規定する事項  
を除く。) 並びに自家用電気工作物における電気の使用の状況

二～四 (略)

### (3) **電気関係報告規則 (昭和40年通商産業省令第54号)**

電気事業法 (昭和三十九年法律第百七十号) 第百六条の規定に基づき、電気関係報告規則を次のように制定する。

(定義)

第一条 この省令において使用する用語は、電気事業法 (昭和三十九年法律第百七十号。以下「法」という。)、電気事業法施行令 (昭和四十年政令第二百六号。以下「令」という。) 及び電気事業法施行規則 (平成七年通商産業省令第七十七号。以下「施行規則」という。)

において使用する用語の例による。

2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～十一 (略)

十二 「ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物」とは、別に告示する電気工作物（原子力発電工作物を除く。）であつて、ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用するものをいう。

十三 「高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物」とは、ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物であつて、使用されている絶縁油に含まれるポリ塩化ビフェニルの重量の割合が〇・五パーセントを超えるものをいう。

(定期報告)

第二条 次の表の報告対象者の欄に掲げる者は、それぞれ同表の報告書名の欄に掲げる報告書を、それぞれ同表の様式番号及び報告期限の欄に掲げるところに従い、同表の報告先の欄に掲げる者に提出しなければならない。

報告書名	報告対象者	様式番号	報告期限	報告先
一～五 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
六 ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する柱上変圧器の使用状況調査年報（当該機器を有する場合に限る。）	法第三十八条第四項各号に掲げる事業を営む者	様式第十	七月末日	経済産業大臣

第三条・第四条 (略)

(ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に関する届出)



第四条の二 ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物を現に設置している又は予備として有している者（以下この条において「ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物設置者等」という。）は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の中欄に掲げる様式により、同表の下欄に掲げる期限までに、当該ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物を設置している又は予備として有している場所を管轄する産業保安監督部長（次項において「管轄産業保安監督部長」という。）へ届け出なければならない。

届出を要する場合	様式番号	届出期限
一 ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物を現に設置している又は予備として有していることが新たに判明した場合（直ちに、当該ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物を廃止し、第三号の届出をする場合を除く。）	様式第十三の二	判明した後遅滞なく
二 ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物設置者等の氏名若しくは住所（法人にあつては当該ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物を設置している又は予備として有している事業場の名称又は所在地）に変更があつた場合又は当該	様式第十三の三	変更の後遅滞なく

ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物の設置若しくは予備の別に変更があった場合		
三 ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物を廃止した場合	様式第十三の四	廃止の後遅滞なく
四 ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物の破損その他の事故が発生し、ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油が構内以外に排出された、又は地下に浸透した場合	様式第十三の五	事故の発生後可能な限り速やかに

2 高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物を現に設置している又は予備として有している者は、高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物について、毎年度の管理の状況（以下この条において「管理状況」という。）を翌年度の六月三十日までに、様式第十三の六により、管轄産業保安監督部長へ届け出なければならない。また、直近に届け出た管理状況に記載した高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物を廃止する予定の年月を変更する場合には、遅滞なく、変更後の管理状況を管轄産業保安監督部長へ届け出なければならない。

附 則（平成28年経済産業省令第91号）

（施行期日）

1 この省令は、平成二十八年九月二十四日から施行する。

（経過措置）

2 （略）

3 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の電気関係報告規則第四条の表第十五号の二又は第十六号の規定によりされている届出（ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に係る届出に限る。）は、改正後の電気関係報告規則第四条の二の表第一号又は第二号の規定による届出とみなす。

4 （略）

#### （4）平成28年経済産業省告示第237号（再掲）

電気関係報告規則（昭和四十年通商産業省令第五十四号）第一条第二項第十二号及び電気設備に関する技術基準を定める省令（平成九年通商産業省令第五十二号）附則第二項ただし書の規定に基づき、別に告示する電気工作物及び期限を次のように定め、平成二十八年九月二十四日から施行する。

なお、平成十六年経済産業省告示第六十七号は、平成二十八年九月二十三日限り、廃止する。

平成二十八年九月二十三日

経済産業大臣 世耕 弘成

（電気工作物）



第一条 電気関係報告規則第一条第二項第十二号及び電気設備に関する技術基準を定める省令附則第二項ただし書に規定する別に告示する電気工作物は、次の各号に掲げるものとする。

一 変圧器（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第三十八条第四項各号に掲げる事業を営む者が設置する柱上変圧器を除く。）

- 二 電力用コンデンサー
  - 三 計器用変成器
  - 四 リアクトル
  - 五 放電コイル
  - 六 電圧調整器
  - 七 整流器
  - 八 開閉器
  - 九 遮断器
  - 十 中性点抵抗器
  - 十一 避雷器
  - 十二 OFケーブル
- (期限)

第二条 (略)

**(5) ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領 (内規) (平成28年10月25日 20161005 商局第1号)**



3. ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等を設置している又は予備として有していることが新たに判明した場合の設置等届出  
(略)

設置等届出書の作成にあたっては、報告規則様式第13の2又は原子力報告規則様式第3の備考のほか、次の各号に従うこと。

一～四 (略)

五 告示第2条の期限の属する年度の4月1日以後に届出を行う場合にあつては、報告規則様式第13の6の別紙を、原子力告示第2条の期限の属する年度の4月1日以後に届出を行う場合にあつては、原子力報告規則様式第7の別紙を添付すること。また、廃止予定年月を、告示第2条又は原子力告示第2条の期限(以下「期限」という。)を超えた日に設定する場合にあつては、「期限から一年を超えない期間に廃止することが明らかであることを証する書類」を添付すること。「期限から一年を超えない期間に廃止することが明らかであることを証する書類」とは、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号)第18条第2項第2号に規定する「前号に掲げる要件に該当することを証する書類」に相当する書類をいう。その際、当該書類に記載されている廃棄予定年月を廃止予定年月とみなす。

六 (略)



4. ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等の届出事項に変更があった場合の変更届出  
(略)

変更届出書の作成にあたっては、報告規則様式第13の3又は原子力報告規則様式第4の備考のほか、次の各号に従うこと。

一～三 (略)

四 廃止予定年月の延期の届出を行う場合にあつては、報告規則様式第13の6の別紙又

は原子力報告規則様式第7の別紙を添付すること。また、廃止予定年月を、期限を超えた日に設定する場合にあっては、3. 第五号後段に規定する「期限から一年を超えない期間に廃止することが明らかであることを証する書類」を添付すること。



## 7. 高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等の管理状況届出

管理状況届出を要する場合は、前年度末に高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等を設置している又は予備として有している場合である。事業用電気工作物を設置する者（電気事業法第38条第4項各号に掲げる事業を営む者、自家用電気工作物を設置する者及び原子力発電工作物を設置する者を含む。以下同じ。）は、高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等を設置している又は予備として有しているかを把握するため、当該事業用電気工作物の保安監督に携わっている電気主任技術者、電気管理技術者又は電気保安法人に、当該事業用電気工作物の中に高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等に該当するものがあるか確認させることが必要である。確認の際には、毎年度、年次点検等において、上記1. のいずれかに該当する電気工作物等に表示された内容を目視で確認すること。ただし、これまでに行った確認の記録等を確認することや、当該事業用電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者が確認した結果を電気主任技術者が確認することでも差し支えない。なお、確認にあたっては、事業用電気工作物を設置する者は、電気主任技術者、電気管理技術者又は電気保安法人の指摘、指示等に従い、安全上の配慮を十分に行うとともに、やむを得ず、無停電点検にて現場確認を行わせることとなる場合には、感電の恐れがある充電部に決して近づかないよう細心の注意を払わせること。

管理状況届出書の提出にあたっては、高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等の設置者等は、当該年度の6月30日までに当該高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等の設置場所等を管轄する産業保安監督部長等に届け出ること。

管理状況届出書の作成にあたっては、報告規則様式13の6又は原子力報告規則様式第7の備考のほか、次の各号に従うこと。

- 一 事業場の名称及び所在地の欄については、上記3. 第一号に準じて記載すること。
- 二 その他参考となるべき事項の欄については、事業場に関する事項の各欄について、前回届出時以後に変更した事項があった場合、変更事項ごとに、変更年月日及び変更内容がわかるように記載すること。
- 三 別紙の電気工作物に関する事項の各欄については、当該年度の前年度末に設置している又は予備として有している高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等について記載すること。また、当該年度の4月1日から6月30日までの間に行う管理状況届出の提出日までに廃止したものについては、廃止年月日を廃止予定年月の欄に記載し、上記5. の廃止届出を行ったものについては、備考の欄に「廃止届出済」と記載すること。
- 四 別紙の種類及び製造者名の欄については、上記3. 第二号及び第三号に準じて記載すること。
- 五 別紙の廃止予定年月の欄については、現に設置している又は予備として有している高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等の廃止予定年月が、期限内となるよう設定すること。また、廃止予定年月を、期限を超えた日に設定する場合にあっては、3. 第五号後段に規定する「期限から一年を超えない期間に廃止することが明らかであることを



証する書類」を添付すること。

#### 8. 高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等の廃止予定年月を変更した場合の管理状況変更届出

管理状況変更届出を要する場合は、直近に届け出た管理状況届出書又は管理状況変更届出書に記載した廃止予定年月を延期した場合であって、延期した廃止予定年月が期限から一年を超えない期間である場合である。

管理状況変更届出書の提出にあたっては、高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等の設置者等は、変更後遅滞なく、かつ、直近の管理状況届出書を届け出た日の属する年度の末日までに、当該高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等の設置場所等を管轄する産業保安監督部長等に届け出ること。

管理状況変更届出書の作成にあたっては、報告規則様式13の6又は原子力報告規則様式第7の備考のほか、上記7.の各号及び次の各号に従うこと。

- 一 報告規則様式第13の6について、「高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物管理状況届出書」とあるのは「高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物管理状況変更届出書」に、「高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物管理状況を」とあるのは「高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物管理状況の変更を」に読み替えるものとする。
- 二 原子力報告規則様式第7について、「高濃度ポリ塩化ビフェニル含有原子力発電工作物管理状況届出書」とあるのは「高濃度ポリ塩化ビフェニル含有原子力発電工作物管理状況変更届出書」に、「高濃度ポリ塩化ビフェニル含有原子力発電工作物管理状況を」とあるのは「高濃度ポリ塩化ビフェニル含有原子力発電工作物管理状況の変更を」に読み替えるものとする。

#### 10. 産業保安監督部等から都道府県等への情報提供

各産業保安監督部等（産業保安監督部の支部、中部近畿産業保安監督部北陸産業保安監督署及び那覇産業保安監督事務所並びに原子力発電所に属するものにあつては経済産業省。以下同じ。）は、都道府県及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令（平成13年政令第215号）第8条で定める市（以下「都道府県等」という。）から報告規則又は原子力報告規則に係る情報の提供を求められた場合には、速やかに提供すること。

なお、当該求められた情報に個人情報が含まれる場合にあつては、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）に基づき対応すること。

また、各産業保安監督部等は、毎年度、届出のあったポリ塩化ビフェニル含有電気工作物設置等届出書、ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物変更届出書、高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物管理状況届出書若しくは高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物管理状況変更届出書又はポリ塩化ビフェニル含有原子力発電工作物設置等届出書、ポリ塩化ビフェニル含有原子力発電工作物変更届出書、高濃度ポリ塩化ビフェニル含有原子力発電工作物管理状況届出書若しくは高濃度ポリ塩化ビフェニル含有原子力発電工作物管理状況変更届出書のうち、高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等の廃止予定年月が期限を超えているものが含まれている場合にあつては、当該届出書及び期限から一年を超えない

期間に廃止することが明らかであることを証する書類の写しを、該当する都道府県等に適時提供すること。

## 2-3. 高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物の電気主任技術者による有無の確認

### (1) 電気事業法（昭和39年法律第170号）

（主任技術者）



第四十三条 事業用電気工作物を設置する者は、事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督をさせるため、主務省令で定めるところにより、主任技術者免状の交付を受けている者のうちから、主任技術者を選任しなければならない。

2 自家用電気工作物を設置する者は、前項の規定にかかわらず、主務大臣の許可を受けて、主任技術者免状の交付を受けていない者を主任技術者として選任することができる。

3 事業用電気工作物を設置する者は、主任技術者を選任したとき（前項の許可を受けて選任した場合を除く。）は、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

4 主任技術者は、事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実に行わなければならない。

5 事業用電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者は、主任技術者がその保安のためにする指示に従わなければならない。

（主任技術者免状）

第四十四条主任技術者免状の種類は、次のとおりとする。

- 一 第一種電気主任技術者免状
- 二 第二種電気主任技術者免状
- 三 第三種電気主任技術者免状
- 四 第一種ダム水路主任技術者免状
- 五 第二種ダム水路主任技術者免状
- 六 第一種ボイラー・タービン主任技術者免状
- 七 第二種ボイラー・タービン主任技術者免状

2～5 （略）

### (2) 電気事業法施行規則（昭和四十年通商産業省令第51号）

（主任技術者の選任等）

第五十二条 法第四十三条第一項の規定による主任技術者の選任は、次の表の上欄に掲げる事業場又は設備ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる者のうちから行うものとする。

一～五 （略）	（略）
六 発電所、変電所、需要設備又は送電線路若しくは配電線路を管理する事業	第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者、その直接統括する発電所のうちに四の水力発電所以外の水力発電所（小型のもの又は特定の施設内に設置されるものであって別に告示するものを除く。）がある場合は、第一種ダム水路主任技術者免状又は第二種ダム水路主任技術者免

場を直接統括する事業場	状の交付を受けている者及びその直接統括する発電所のうちに五のガスタービンを原動力とする火力発電所以外のガスタービンを原動力とする火力発電所（小型のガスタービンを原動力とするものであって別に告示するものを除く。）がある場合は、第一種ボイラー・タービン主任技術者免状又は第二種ボイラー・タービン主任技術者免状の交付を受けている者
-------------	--

2 次の各号のいずれかに掲げる自家用電気工作物に係る当該各号に定める事業場のうち、当該自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務（以下「保安管理業務」という。）を委託する契約（以下「委託契約」という。）が次条に規定する要件に該当する者と締結されているものであって、保安上支障がないものとして経済産業大臣（事業場が一の産業保安監督部の管轄区域内のみにある場合は、その所在地を管轄する産業保安監督部長。次項並びに第五十三条第一項、第二項及び第五項において同じ。）の承認を受けたもの並びに発電所、変電所及び送電線路以外の自家用電気工作物であって鉱山保安法が適用されるもののみに係る前項の表第三号又は第六号の事業場については、同項の規定にかかわらず、電気主任技術者を選任しないことができる。

- 一 出力二千キロワット未満の発電所（水力発電所、火力発電所、太陽電池発電所及び風力発電所に限る。）であって電圧七千ボルト以下で連系等をするもの 前項の表第一号、第二号又は第六号の事業場
- 二 出力千キロワット未満の発電所（前号に掲げるものを除く。）であって電圧七千ボルト以下で連系等をするもの 前項の表第三号又は第六号の事業場
- 三 電圧七千ボルト以下で受電する需要設備 前項の表第三号又は第六号の事業場
- 四 電圧六百ボルト以下の配電線路 当該配電線路を管理する事業場

3・4 （略）

第五十三条 第五十二条第二項又は第三項の承認を受けようとする者は、様式第四十三の保安管理業務外部委託承認申請書に次の書類を添え、経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 （略）
- 二 委託契約書の写し
- 三 （略）

2 経済産業大臣は、第五十二条第二項又は第三項の承認の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の承認をしてはならない。

- 一～四 （略）
- 三 委託契約は、保安管理業務を委託することのみを内容とする契約であること。
- 四～六 （略）

**(3) 主任技術者制度の解釈及び運用（内規）（平成25年1月28日 20130107 商局第2号）**

電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「法」という。）第43条第1項の選任、法第43条第2項の許可、法第43条第4項の職務、電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号。以下「規則」という。）第52条第1項の表第6号に掲げる事業場又は設備に

行う主任技術者の選任、規則第52条第2項の承認、規則第52条第3項の承認及び規則第52条第4項ただし書の承認について、下記のとおり解釈及び運用方針を定め運用することとする。

なお、当該規定の解釈はこの内規に限定されるものではなく、法及び規則に照らして十分な保安水準の確保ができる根拠があれば、当該規定に適合するものと判断する。

1. (略)



1の2. 法第43条第4項の職務については、次のとおり解釈する。

法第43条第4項の事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務には、その保安の監督に係る電気工作物のうち、変圧器、電力用コンデンサー、計器用変成器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断器、中性点抵抗器、避雷器及びOFケーブルが、「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領（内規）（20161005商局第1号。以下「PCB管理標準実施要領」という。）」Ⅱ. 2. (1)に掲げる高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当するかどうかを主任技術者自らが確認すること、又は法第43条第5項の事業用電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者が確認したことを主任技術者が確認することを含むものとする。

2.・3. (略)

4. 規則第52条第2項の承認は、次の基準により行うものとする。

(1)～(4) (略)

(委託契約書に明記された者による保安管理業務の実施等)

(5) 規則第53条第2項第5号の「電気工作物の工事、維持及び運用の保安に関し、設置者及び委託契約の相手方の相互の義務及び責任その他必要事項が委託契約に定められていること」は、次に掲げる全ての事項を委託契約書等から確認できることとする。

①・② (略)

③ 年次点検を、月次点検に係る②の要件に加え、次のイ及びロに掲げる要件に従って行うこと。

イ (略)

ロ 次に掲げる全ての項目の確認その他必要に応じた測定又は試験を行う。

(イ)～(ホ) (略)

(へ) 変圧器、電力用コンデンサー、計器用変成器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断器、中性点抵抗器、避雷器及びOFケーブルが、PCB管理標準実施要領Ⅱ. 2. (1)に掲げる高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当するかどうかを確認すること。

④～⑥ (略)

(6)～(9) (略)

5.・6. (略)

附 則 (20161005商局第2号)

1. この規程は、公布の日から施行する。ただし、4. (5) ③ (へ) の規定は、平成28年12月1日から施行する。

2. 前項ただし書に規定する規定の施行の際現に有効な保安管理業務の委託契約については、

4. (5) ③ (へ) の規定は、なお従前の例による。

(参 考)

- ① 高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物以外の高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（特に安定器）に係る周知

（電気事業法上の措置はないが、運用上の措置として対応（資料1－2参照））

- ② 低濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に対する措置

（電気事業法上の措置はないが、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画において、電気事業法の電気工作物に該当する低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については、同法の枠組みを活用して、その使用実態の把握を進め、関係者間で情報共有を図る仕組みを構築することとしている。）

様式第13の2

ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物設置等届出書

年 月 日

殿

住所 〒

氏名(法人にあつては名称及び代表者の氏名) 印

電気関係報告規則第4条の2第1項の表第1号の規定に基づき、ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物を設置している又は予備として有していることが判明したので、その旨、届け出ます。

(事業場に関する事項)

事業場の名称	
事業場の所在地	〒
連絡先	TEL

(電気工作物に係る事項)

種類	高濃度	定格容量	製造者名	表示記号等	使用状態	製造年月	設置年月	個数

(その他参考となるべき事項)

--

- 備考
- 1 高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当する場合には、高濃度の欄に○印を付けること。
  - 2 使用状態の欄には、設置している場合は「設置」と、予備として有している場合は「予備」と記載すること。
  - 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
  - 4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第13の3

ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物変更届出書

年 月 日

殿

住 所 〒

氏 名(法人にあつては名称及び代表者の氏名) 印

電気関係報告規則第4条の2第1項の表第2号の規定に基づき、ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物の変更について届け出ます。

(事業場に関する事項)

事業場の名称	
事業場の所在地	〒
連絡先	TEL

(変更に係る事項)

変更年月日	年 月 日
変更前	
変更後	

(その他参考となるべき事項)

--

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。





様式第13の5

ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物の絶縁油漏洩に係る事故届出書

年 月 日

殿

住所 〒

氏名(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電気関係報告規則第4条の2第1項の表第4号の規定に基づき、ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物の絶縁油漏洩に係る事故について届け出ます。

(事業場に関する事項)

事業場の名称	
事業場の所在地	〒
連絡先	TEL

(事故のあつた電気工作物に係る事項)

種類	定格容量	製造者名	表示記号等	使用状態	製造年月	設置年月	個数
発生日時				復旧日時			
ポリ塩化ビフェニルの含有濃度							
事故の状況							
講じた措置							

(その他参考となるべき事項)

- 備考 1 使用状態の欄には、設置している場合は「設置」と、予備として有している場合は「予備」と記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第13の6

高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物管理状況届出書

年 月 日

殿

住所 〒

氏名(法人にあつては名称及び代表者の氏名) 印

電気関係報告規則第4条の2第2項の規定に基づき、高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物管理状況を別紙のとおり届け出ます。

(事業場に関する事項)

事業場の名称	
事業場の所在地	〒
連絡先	TEL
電気主任技術者等の氏名	(選任又は外部委託(電気保安法人又は電気管理技術者)の別)
電気主任技術者等の連絡先	TEL

(その他参考となるべき事項)

--

(別紙)

高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物管理状況

氏名（法人にあつては名称）

事業場の名称

(電気工作物に係る事項)

通し 番号	種類	定格 容量	製造 者名	表示 記号 等	使用 状態	製造 年月	設置 年月	廃止 予定 年月	備考

- 備考
- 1 別紙の表には、高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物一個につき一行ずつ記載すること。
  - 2 別紙の表の「廃止予定年月」の欄には、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成九年通商産業省令第五十二号）に基づく告示で定める期限から一年を超えない期間に廃止することが明らかな場合にあつては、これを証する書類を添付し、当該書類で定められた廃棄予定年月を記載すること。
  - 3 使用状態の欄には、設置している場合は「設置」と、予備として有している場合は「予備」と記載すること。
  - 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
  - 5 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。